

アメリカ合衆国連邦最高裁判所長官の招へいについて

最高裁は、平成 27 年（2015 年）7 月、米連邦最高裁ジョン・G・ロバーツ長官を招へいする。米連邦最高裁長官の来日は昭和 56 年（1981 年）9 月のウォーレン・E・バーガー長官以来 34 年ぶりであり、最高裁の招へいとしては昭和 49 年（1974 年）1 月のウォーレン・E・バーガー長官以来 41 年ぶりである。ロバーツ長官にとっては、就任後初めてのアジア訪問となる。

ロバーツ長官は、滞在期間中、最高裁を訪問し、寺田逸郎長官や最高裁判事との間で、日米両国における司法を巡る課題等について意見交換するほか、幅広い法律家との意見交換のため、東京大学と京都大学で講演を行う。特に京都大学では、米連邦最高裁の歴史をテーマに、4 日間連続で、若手裁判官や研究者等を相手に英語で議論する。

日米の最高裁は、平成 24 年（2012 年）に竹崎博允長官（当時）が訪米し、ロバーツ長官と意見交換するなど、最高裁長官・判事レベルの交流を続けてきた。今回の招へいは、このような交流の延長線上のものである。

今回の招へいにより日米司法交流が進展し、アジア太平洋地域における法の支配の深化に貢献することが期待される。

各大学の問い合わせ先

東京大学 法学政治学研究科庶務係（TEL：03-5841-3104）

京都大学 渉外部広報・社会連携推進室（平成 27 年 4 月 1 日からは企画・情報部広報課に名称変更）（TEL：075-753-2015）